

開発要否判定願並びに
都市計画法第32条の同意協議に伴う提出書類

提出書類および提出部数

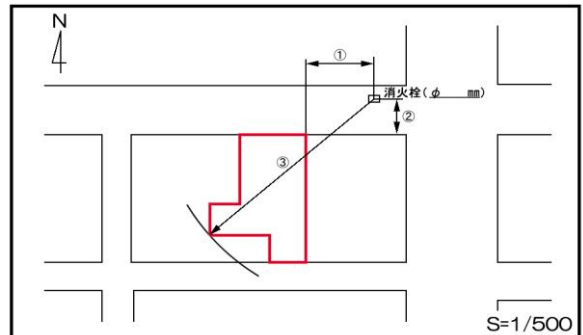
		開発許可要否判定願		都市計画法第32条の同意協議	
提出部数	消防局提出分	1		2 (※1)	
	返却分 (都市計画局提出分)	1	2	1	3
必要書類	願書 (都市計画局指定書類)		○		○ (※2)
	設計説明書 (その1, その2)				○
	委任状				○
	開発区域位置図		○		○ (※3)
	開発区域図 (S=1/2500程度)		○		○
	現況図				○
	土地利用計画図				○
	給水施設平面図				○
備考	消防水利位置図 (S=1/500程度)		○ (※4)		○ (※4)
	水利施設構造図 (※5)				○ (※6)
※1 正本1通、副本1通とする。					
※2 都市計画局の担当者の押印が必要					
※3 行政区白地図のようなもの					
※4 消防水利位置図は「土地利用計画図」との併用可能					
※5 別添参照					
※6 水利施設を設置しない場合は不要					

消防水利位置図作成要領

開発区域付近の消火栓の位置及び水道配水管 (消火栓の設置されている水道本管) 口径を大阪市役所3階水道局図面閲覧コーナーで確認後、道路幅員、開発区域と消火栓の位置関係を現地実測し、消防水利位置図を作成して下さい。消防水利位置図の作成要領は以下のとおりです。

- 図面の縮尺及び方位を記入し、開発区域の境界を赤線で明示して下さい。
- 消火栓位置等の現地実測した結果をふまえ、消火栓から開発区域までの距離2点 (右図の①及び②) を図示及び記入して下さい。
- 消火栓より開発区域の最長距離 (右図③) を図示及び記入して下さい。

また、1つの消火栓等で開発区域を100mの円で包含できない場合は、2つ以上の消火栓等を図示、各距離 (③) を記入して下さい。



その他

- 開発に関する消防局の判定並びに同意の基準は、既存の消火栓等の消防水利を中心とした半径100mの円を描き、その円のなかに開発区域が包含されているかいないかが判定基準となるため、消防水利位置図はできるだけ詳しく正確なものを作成して下さい。
- 以下の場合については、消防水利施設の設置が必要となるため、別途協議が必要となります。
 - ① 既設消火栓が中央分離帯のある道路により開発区域と遮られた位置にあるもの。
 - ② 既設消火栓が4車線以上の道路により開発区域と遮られた位置にあるもの。
 - ③ 既設消火栓が鉄道により開発区域と遮られた位置にあるもの。
 - ④ 既設消火栓が架橋のない河川により開発区域と遮られた位置にあるもの。

連絡先

大阪市消防局 警防部 警防課 (水利)
〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号
TEL : 06(4393)6491 FAX : 06(4393)4750



水利施設構造図

- 1 水利施設構造図（平面、断面、配筋図、耐震性を証明する構造計算書等）
ただし、二次製品の耐震性貯水槽または防火水槽を設置する場合は、（一財）日本消防設備安全センターの認定を証する書類（耐が記載の認定証）及び設置する施設の構造図とする。
 - 2 水源水量計算書
ただし、二次製品の耐震性貯水槽または防火水槽を設置する場合は、設置する施設の構造図に容量の記載があればそのもので可とする。
 - 3 消防水利標識構造図
 - 4 マンホール構造図
 - 5 採水口構造図
 - 6 配管を行うものにあつては、配管系統図（一般図及び摩擦損失計算のできるもの。）
 - 7 加圧送水装置を用いるものにあつては、次の書類
 - (1) 加圧送水装置まわり詳細図
 - (2) 配管の摩擦損失計算書
 - (3) ポンプの吐出量及び全揚程計算書
 - (4) ポンプ試験成績表又は予想性能曲線図
 - (5) 電源系統図
 - (6) 非常電源関係図書
 - ア 設置場所及び据付場所の状況図
 - イ 容量計算書
 - ウ 仕様書
 - エ 結線図
 - (7) 設備の構成及び操作（作動）順序説明書
 - (8) 防災センター等の位置及び機能説明書（図）
- ※「5」と「6」は採水口を設置する場合にのみ添付すること。
※「7」は加圧送水装置を設置する場合にのみ添付すること。
※協議の結果、消火栓を設置する場合は消火栓本体、消火栓蓋、水量（1 m³/min）の根拠となる資料を添付書類「1」、「2」に代えて添付すること

その他

- 1 定めのない事項または不明な点があれば当局と協議により決定すること。